

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成27年1月16日
(平成26年12月受付分)



平成26年12月に岡山市消費生活センターが受け付けした未成年者の契約トラブルは、計4件（11月：5件）でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

◆学力診断テストは無料でも…

●事例：「子どもの学力診断テストをしないか」と電話があり、無料なので承諾した。テストの結果、非常に学力が低いと指摘され不安になり、学習教材の購入を勧められ、3学年分の教材セットで50万円と高額だったが、「専用ダイヤルで指導がある。家庭教師を頼むより安い」と言われその気になり、契約した。しかし、電話をしても教材の使い方の指導だけで学習指導は受けられず、教材もミスプリントばかりで不信感を抱いた。教材はほとんど使用していない。解約したい。（中学生の母親からの相談）



アドバイス

- ・無料や数千円の学力診断テストの後に高額な学習教材の契約を勧められる相談が依然として寄せられています
- ・学習教材や学習指導の質等は、実際に利用してみないと分からず、契約の際に説明の真偽を確認するのは難しいものです。その場ですぐ契約せず、冷静に検討しましょう。
- ・契約をする場合は、一度に多量、多額の学習教材は購入せず、最小単位で、せめて学年ごと、必要な科目だけ、契約するようにしましょう。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第73号」より抜粋

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
17	息子がネット通販でギターを注文し、コンビニで5万円支払ったが商品が届かず、連絡が取れない。どうしたらよいか。
17	娘がネット通販でサプリメントを購入。一度切りのつもりだったが定期購入となっており2回目が届いた。慌てて解約を申し出たところ、申し出期間を過ぎているのでキャンセルできないと言われた。払わないといけなにか。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時（祝日、年末年始は除く）